



WEB
配信

第150回

顧問先様限定 税務会計セミナー

令和7年度税制改正の概要

主催

あいわ税理士法人
AIWA TAX ACCOUNTANTS CORPORATION

令和7年度税制改正大綱が公表され、令和6年12月27日に閣議決定がされました。令和7年度税制改正では、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行に対応し、またそれを更に発展させていくための税制改正を最重点事項としたうえで、「所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行う。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等を引き上げる。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充する。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行う。」としています。

本セミナーでは、多岐にわたる改正項目のうち、主に法人業務に関する項目を中心として、その内容を解説します。

配信日時

令和7年

2月6日(木) 9:00～配信開始

※ 視聴可能期間は、開始より1か月間です

解説予定内容

- 法人課税関係
 - 中小企業者等の法人税率の特例の延長等
 - 中小企業経営強化税制の拡充等
 - 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長等
 - リース会計基準の変更に伴う措置
 - 外国子会社合算税制の見直し など
- その他
 - 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応（103万円の壁）
 - 確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等の引上げ
 - エンジェル税制の拡充 など

講師



あいわ税理士法人
シニアパートナー
税理士/元国税審判官

尾崎 真司
おざき しんじ

1999年藍和共同事務所（現あいわ税理士法人）入所。2014年から2017年までの3年間、国税審判官として国税不服審判所に勤務。任期満了による退官に伴い、あいわ税理士法人に復帰。大手・中堅企業への税務コンサルティング業務に従事するほか、税務専門誌への寄稿や各種セミナー講師にも従事。現在は、あいわ税理士法人の税務調査対応の責任者として、あいわ税理士法人の全クライアントの税務調査に関与。審理室を管掌。第41回（平成30年度）日税研究賞【税理士の部】選考委員会賞受賞

受講料

無料

※ 顧問先様限定で受講できます

お申込

申込
期限

令和7年

1月30日(木)

弊社Webサイトのセミナーページ
よりお申込み下さい

あいわ税理士 セミナー 検索

www.aiwa-tax.or.jp/seminar

お申込みは
こちらから



※ お申込期限後、お申し込み時に入力されたメールアドレス宛に配信URLをお送りします。